

6月1日は人権擁護委員の日

法務省と全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心に人権擁護委員による特設人権相談を開設しています。

益城町でも次の通り開設しますので、気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 6月6日(木)午前10時～午後3時

※正午～午後1時を除く

場所 役場2階 会議室2-3

☎ 福祉課 人権対策係 ☎ 289 - 1400

熊本地方法務局人権擁護課 ☎ 364 - 2145

益城町の人権擁護委員は下表の通りです。いつでも相談に応じます。

氏名	行政区	氏名	行政区
ほんだ りゅうこ 本田 龍子	市ノ後	もりた としひこ 森田 俊彦	広崎3町内
ほりうち あつこ 堀内 敦子	広崎4町内	のぐち やすき 野口 泰喜	下小谷
しみずしほみ 清水志保美	広崎2町内	ごとうなほこ 後藤奈保子	南
たきがわ ともこ 滝川 朋子	小池秋永	たにがわ あつこ 谷川 淳子	下寺中灰塚

児童手当の支払通知書

児童手当 6月期支払日

6月10日(月)

令和5年10月の定期支払時に、年間分の支払予定表を送付しています。金額などに変更がなければ2月期・6月期に支払通知書は送付しませんので、支払日の午後3時以降に金融機関などでご確認ください。

※金額などに変更が生じた場合は、再度支払通知書を送付します。

☎ こども未来課 子育て支援係 ☎ 286 - 3117

児童手当「現況届」の提出は原則不要です

令和4年度から、現況届の提出は原則不要となりましたが、右に該当する人は現況届やその他の届け出書類の提出が必要です。

提出が必要な人には6月上旬から案内を郵送しますので、期限内に提出してください。

提出期限 **6月28日(金)**

提出先・☎ こども未来課 子育て支援係

(役場1階8番窓口)

☎ 286 - 3117

受給者が公務員の場合

勤務先から児童手当が支給されます。

公務員になった／公務員でなくなった／勤務先の官署に変更があった場合は、その翌日から15日以内に、現住所の市町村と勤務先に届け出・申請をしてください。届け出や申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなります。

現況届の提出が必要な人

- ・住民票の住所地が益城町と異なる人
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない人
- ・離婚協議中で配偶者と別居している人
- ・未成年後見人(法人)、施設などの受給者
- ・その他、町から提出の案内があった人

その他、随時届け出が必要な場合

- ・支給対象児童がいなくなったとき(児童を養育しなくなったなど)
- ・受給者／配偶者／児童の住所か氏名が変わったとき(他市町村や海外への転出を含む)
- ・共に児童を養育する配偶者を有するに至った、または配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき
- ・離婚協議中の受給者が離婚したとき
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

※届け出が遅れ過払いが発生した場合、返還義務が生じます。